

区域	No.	意 見	回 答
秋 田 県 男 鹿 市 、 潟 上 市 及 び 秋 田 市 沖	1	<p>当該区域において廃坑井が存在するため、開発に当たっては、これを破損することのないよう十分に配慮いただきたい。</p>	<p>当該区域を対象とした公募に当たって、区域の廃坑井の位置情報等を公募参加予定者に提供し、風車設置場所の検討の際に十分配慮するよう求めることとします。</p>

区域	No.	意見	回答
秋田県男鹿市、潟上市及び秋田市沖	2	<p>数年前に秋田県道56号秋田天王線沿線に巨大風力発電機が乱立して以来テレビの電波受信に悩まされています。設置事業者に連絡をし、ブースターの設置やアンテナの調整をしてもらいましたが解決に至っていません。たかがテレビとおっしゃるかもしれませんが、せっかくのオフタイムに乱れた映像を目にしたり、音声が届かなくて内容が伝わらなかつたりすることはとてもストレスに感じます。</p> <p>さらにそれだけでなく、雨雲レーダーなどにも影響が出ているようで、実際に雨雲が見られない時でもレーダーには雨雲があるかのように観測され、頻りに豪雨警報が通知されます。あまりに誤報が多くなると警報の信頼度が低くなり、本当の警報への対応が遅れ、被害が生じる恐れがあります。しばらく前からこの現象が起こり、認知されているはずですが解消の見込みはないようです。こちらは人命にも関わる問題で看過されないものと思います。</p> <p>この意見書を送るにあたって、他の地域で既に公表されている『促進区域指定の案に対する意見書の要旨』をいくつか拝見させていただきましたが、意見に対する考え方はほとんどが形式的なもので、意見書に対して真摯に答えているように感じませんでした。そのような形式的な回答だけで、意見を聞き、それに答えたというのでは納得できません。</p> <p>今回は洋上風力で私が指摘している地上の風力発電とは異なるとおっしゃるかもしれませんが、似たようなエリアで似たような風力発電機である以上、絶対に同じような影響は起こらないとは言えないと思います。たぶん、既に設置されている風力発電機を設置する前にはここまでの影響が出るとは想定していなかったのではないのでしょうか。それにもかかわらず、前述のような影響が出て、それに対して解消することができていない中で、新規に大型の風力発電機を設置することは今回の区域に限らず反対です。</p> <p>また、加えて申し上げさせていただきますと、首都圏からのアクセスが悪く、人口減少率の高さが問題となっている秋田において、豊かな自然と景観はたいへん貴重な宝です。既に設置された風力発電機の乱立によって、私が好きだった自然豊かな景観は損なわれ、それを見るたびに嫌な気持ちになっています。私の周りでは同様のことを口にする人は結構います。検討会議において、誰かが了承したのか分かりませんが、その代表者が住民の声を反映しているとは思いません。何らかの形で代表に選ばれた人かもしれませんが、賛否を調査された覚えはありません。代表者の了承だけで、住民の了承を得たと主張するのは乱暴だと思います。</p> <p>先にも述べたように、形式的な回答を公表するだけで、必要な議論は済んだということにしないでください。ちゃんと納得できる対応をしてほしいと思います。このような意見の集め方も周知の仕方が不足していると思います。必要な資料を潟上市の全世帯・事業所に印刷配布し、そのすべてから賛否を確認することが必要ではないでしょうか。</p> <p>誠意ある対応を必ずしてください。そうでない限り、整備促進には反対します。</p>	<p>当該区域の促進区域指定に当たり、本年1月、地元自治体(男鹿市・潟上市・秋田市)等を構成員とする「秋田県男鹿市、潟上市及び秋田市沖における協議会」(以下、協議会)を設置し、洋上風力発電による漁業や電波等に与える影響や、地域との共存共栄について議論を行ってまいりました。その結果、8月の第4回協議会において、当該区域で発電事業を実施する者として今後選定される事業者(以下、選定事業者)が遵守しなければならない留意事項等を記した「秋田県男鹿市、潟上市及び秋田市沖における協議会意見とりまとめ」(以下、協議会意見とりまとめ)を作成しました。</p> <p>電波障害やレーダーへの影響につきましては、協議会において十分な配慮を求める意見をいただき議論を行ったところであり、協議会意見とりまとめにおいて、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・選定事業者は、洋上風力発電設備等の設置に当たり、気象レーダーや電波受信環境等に支障を及ぼすことがないよう、気象庁及び放送事業者等と協議を行う等、十分に配慮すること。 ・選定事業者は、洋上風力発電設備等によって電波受信障害など地域住民の生活に影響が生じた場合の相談窓口として、あらかじめ対応窓口を明確化し、十分な周知を行うこと。また、影響が生じた場合においては、その内容について迅速に周知を行い、改善に向けた対応をとること。 <p>としています。これらに基づき、選定事業者は、発電設備の設置前に気象庁及び放送事業者等との協議、電波障害対策を行うこととなります。</p> <p>景観につきましても、協議会で議論が行われ、協議会意見とりまとめにおいて、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・選定事業者は、洋上風力発電設備等の配置・規模・構造等の検討に当たり、騒音、超低周波音、風車の影、鳥類、海生生物、景観等について適切に環境影響評価を行うとともに、結果を踏まえ、これらへの影響を回避・低減できるよう配慮すること。 <p>としています。これに基づき、選定事業者は、発電設備の設置前に、説明会開催をはじめとする環境影響評価法(平成9年法律第81号)に定められる必要な手続きを経て、景観にも配慮した事業計画を作成することとなります。</p> <p>事業者によるこれらの取組が着実に実施されることが不可欠であり、国としても、今後、選定事業者も構成員に加わる協議会において、事業の実施状況を確認し、適切に対応してまいります。</p>